(2) 医療保険制度及び関連法令に基づく訪問看護

利用者負担額:1~3割(提示する被保険者証等に準ずる)

①訪問看護基本療養費

也 如问有 该 至				
訪問看護基本療養費 I イ (保健師・助産師・看護師)			週3日目まで 5,550円/日 週4日目以降 6,550円/日	
訪問看護基本療養費 I ニ (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)			5,550円/日	
訪問看護 基本療養費Ⅱ (同一建物 居住者)	同一日に 2人	保健師·助産師·看護師	週3日目まで 5,550円/日 週4日目以降 6,550円/日	
		理学療法士・作業療 法士・言語聴覚士	5,550円/日	
	同一日に 3人以上	保健師・助産師・看護師	週3日目まで 2,780円/日 週4日目以降 3,280円/日	
		理学療法士・作業療 法士・言語聴覚士	2,780円/日	
訪問看護基本療養費 I Ⅱのハ (専門性の高い看護師による訪問:注 1)		ハ る訪問:注 l)	12,850円/月	
訪問看護基本療養費Ⅲ(外泊中の入院患者:注2)		泊中の入院患者:注2)	8,500円/回	

※訪問看護基本療養費ⅠⅡイ、ニの加算項目				
難病等複数回訪問加算(注3)	1日2回	同一建物内 1 人又は 2 人 4,500 円/日 同一建物内 3 人以上 4,000 円/日		
	1日に3回以上	同一建物内 1 人又は 2 人 8,000 円/日 同一建物内 3 人以上 7,200 円/日		
緊急訪問看護加算(注	4)	2,650円/日		
長時間訪問看護加算(注 5)	5,200円/週		
乳幼児加算(6 歳未満	の訪問看護)	1,500円/日		
 乳幼児加算(6歳未満の訪問看護) (1)看護職員+看護師等(※1)の場合 同一建物内1人又は2人4,500円/週 同一建物内3人以上4,000円/週 (2)看護職員+他の職員(※2)の場合(厚生労働大臣が定める疾病等、特別訪問看護指示書での訪問) 同一建物内1人又は2人 ①1日1回3,000円/日 ②1日2回6,000円/日 ③1日3回以上1,0000円/日 ③1日3回以上1,0000円/日 ③1日2回5,400円/日 ③1日2回5,400円/日 ③1日3回以上9,000円/日 ③1日3回以上9,000円/日 (3)看護職員+他の職員の場合(②以外) 同一建物内1人又は2人3000円/日・週3日まで 同一建物内3人以上2,700円/日・週3日まで (※1)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(※2)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護補助者 				
夜間·早朝訪問看護加算 (18:00~22:00、6:00~8:00)		2,100円/回		
深夜訪問看護加算(22	:00~翌6:00)	4,200 円/回		

②訪問看護管理療養費と加算項目

訪問看護管理療養費(機能強化型以外)	月の初日 7,440円 2日目以降 3,000円/日
24 時間対応体制加算	6,400円/月
特別管理加算(注6)	重症度が高い場合 5,000円/月 2500円/月
退院時共同指導加算(注7)	8,000円/回 特別管理加算対象者は+2,000円 (特別管理指導加算)
退院支援指導加算(注 8)	6,000円(長時間 8,400円)
在宅患者連携指導加算(注9)	3,000円/月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(注10)	2,000円/回 月2回まで
看護・介護職員連携強化加算(注 11)	2,500円/月
専門管理加算(専門の研修を受けた看護師によ る訪問看護)	2,500円/月

③訪問看護情報提供療養費

	情報提供先	対象者	
1	利用者の居住地を管轄する市町村、都道 府県、指定特定相談支援事業者、指定障害 児相談支援事業者	厚生労働大臣が定める疾病等 の利用者、18歳未満の児童	1,500円/月
2	保育所、認定こども園、家庭的保育事業・ 小規模保育事業・事業所内保育事業を行 う者、幼稚園、小学校、中学校、義務教育 学校、高等学校、中等教育学校、特別支援 学校、高等専門学校、専修学校	18 歳未満の超重症児、厚生 労働大臣が定める疾病等に該 当する 18 歳未満の児童	1,500円/年度
3	在宅利用者の診療を行っている保険医療 機関(入院・入所時)	在宅から保険医療機関、介護 老人保健施設、介護医療院へ 療養の場所を変更する利用者	1,500円/月

④訪問看護ターミナルケア療養費

1	在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡 した利用者に対し、支援体制について利 用者及びその家族等に説明した上で、死 亡日及び死亡前14日以内の計15日間に 2回以上ターミナルケアを行った場合	25,000円
2	特別養護老人ホーム等で死亡した利用 者のうち介護保険における看取り介護 加算を算定した利用者に対し、ターミナ ルケアを行った場合	10,000円

注1. 訪問看護基本療養費 I II のハ(訪問看護管理療養費、その他の加算算定なし) ①悪性腫瘍の疼痛療法や化学療法を行っている利用者、②真皮を越える褥瘡の状態にある利用者、③人工肛門若しくは人工膀胱周囲の皮膚にびらん等の皮膚障害が継続・反復して生じている・その他の合併症を有する利用者に対して、緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア及び

- 人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、他の訪問看護ステーションや医療機関の 看護師と共同して指定訪問看護を行った場合に月1回を限度として算定します。
- 注2. 訪問看護基本療養費(Ⅲ)(訪問看護管理療養費、その他加算の算定なし) 退院後に指定訪問看護を受けようとする入院患者が、在宅療養に備えて一時的に1泊2日以上の外泊をする場合、入院中1回に限り算定します(末期の悪性腫瘍、神経難病等の利用者及び特別管理加算の対象者は2回まで)。
- 注3. 難病等複数回訪問加算 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上訪問看護を行った場合に算定します。
- 注4. 緊急訪問看護加算 利用者や家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示を受けて計画外の 訪問看護を行った場合に算定します。
- 注5. 長時間訪問看護加算 ①15 歳未満の超重症児又は準超重症児、②特別管理加算の対象者、③ 特別訪問看護指示書での訪問看護利用者に対して、1 回の指定訪問看護の時間が 90 分を超えた場合に週1回(①②については週3回まで)に限り算定します。
- 注6. 特別管理加算 特別な管理を必要とする以下の状態にある利用者に対して指定訪問看護を行った場合に算定します。

利用者の状態	
在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者	5,000円/月
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在 宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指 導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛 管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者	2,500円/月
人工肛門、人工膀胱を設置している者	
真皮を越える褥瘡の状態にある者	
在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	

- 注7. 退院時共同指導加算 主治医の所属する保険医療機関に入院中又は介護老人保健施設若しく は介護医療院に入所中で、退院(退所)後に指定訪問看護を受けようとする利用者又はその 家族等に対し、退院(退所)時に、訪問看護ステーションの看護師等と入院(入所)施設の 職員が在宅療養についての指導を共同で行った場合に算定します(ビデオ通話が可能な機器 を用いた非対面での参加も含まれます)。
- 注8. 退院支援指導加算 退院日に療養上の退院支援指導が必要な利用者であって、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、保険医療機関からの退院にあたり、訪問看護ステーションの看護師等が退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定します。長時間とは、訪問看護基本療養費の長時間訪問看護加算の対象者に対し、1回の退院支援指導が90分を超えた場合をいいます。
- 注9. 在宅患者連携指導加算 訪問看護ステーションの看護師等が利用者又は家族等の同意を得て、 訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又 は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月2回以上文書等により情報共有を行い、共 有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に算定します。
- 注10. 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、保 険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに、訪問看護ステーションの看 護師等が参加して、共同で利用者や家族に対して指導を行った場合に算定します(1 者以上 が患家に赴いて行う場合には、ビデオ通話が可能な機器を用いた参加も含まれます)。
- 注11. 看護・介護職員連携強化加算 訪問看護ステーションの看護師が、喀痰吸引等の業務を行う 介護職員等の支援を行った時に算定します。